

鳥取市感震ブレーカー設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、鳥取市感震ブレーカー設置支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓等を踏まえ、感震ブレーカーの設置を促進し、地震による建物の出火及び延焼を防止することにより、被害の減少及び地域の防災力の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本補助金の交付申請時において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であり、本補助金を初めて利用するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 居住している住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者（当該居住している住宅の所有者でない場合は、所有者又は管理者の承諾を受けている者）

(2) 市内に自らが居住するための住宅を新築する者であって、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとするもの

(補助対象機器)

第4条 本補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）の規定に定める構造及び機能を有する分電盤タイプの感震ブレーカーとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用の合計額とする。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）以内で算定し、40,000円（第3条第2号に掲げる者にあつては、20,000円）を上限額とする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 本補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、感震ブレーカーを購入する前（契約を伴う場合は契約締結前）までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置予定箇所の写真又は図面
 - (2) 補助対象機器であることが確認できるもの
 - (3) 感震ブレーカーの購入及び設置に係る見積書の写し
 - (4) 住宅の所有者を確認できる書類
 - (5) 承諾書（別記様式。申請者と住宅の所有者が異なる場合に限る。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額
- （着手届を要しない場合）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の実績報告書は、補助事業完了後1か月を経過する日又は本補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日（3月31日が鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その前日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき規則第12条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象機器の設置状況が確認できる写真
 - (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。